

竹原市告示第47号

平成30年竹原市告示第75号（平成31年度及び平成32年度において、竹原市が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査に係る申請手続等。以下「告示」という。）の追加申請期間等について、次のとおり定めた。

平成31年4月16日

竹原市長 今 榮 敏 彦

1 追加申請期間

(1) 窓口における申請

別表左欄のとおり。

(2) 電子申請

別表各項左欄の期間に電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参又は郵送等により別に提出すべき添付書類を同表各項右欄の日までに竹原市総務企画部財政課（竹原市中央五丁目1番35号）に到達させなければならない（それぞれの期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

2 申請に係る添付書類の特例

別表各項左欄の期間に行う追加申請には、告示別表2左欄第2号左欄ただし書の規定にかかわらず、それぞれ別表各項中欄に掲げる日以降の日を基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書（以下「通知書」という。）で最新のものを添付するものとする。

また、告示別表第2注3第2段落の、広島県知事の許可を受けている者が窓口申請を行う場合の規定については、追加申請時には適用しない。

別表

追加申請期間	経営事項審査の結果通知書等の審査基準日	電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限
平成31年5月13日（月）から 平成31年5月17日（金）まで	平成29年10月13日	平成31年5月24日（金）
平成31年7月1日（月）から 平成31年7月5日（金）まで	平成29年12月1日	平成31年7月12日（金）
平成31年10月7日（月）から 平成31年10月11日（金）まで	平成30年3月7日	平成31年10月18日（金）
平成32年2月3日（月）から 平成32年2月7日（金）まで	平成30年7月3日	平成32年2月14日（金）
平成32年5月11日（月）から 平成32年5月15日（金）まで	平成30年10月11日	平成32年5月22日（金）
平成32年9月7日（月）から 平成32年9月11日（金）まで	平成31年2月7日	平成32年9月18日（金）

竹原市告示第75号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により，平成31年度及び平成32年度において，竹原市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について，次のとおり定めた。

平成30年10月17日

竹原市長 今 榮 敏 彦

1 入札参加資格

別表第1左欄の区分について，次に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

(2) 主観的審査事項

ア 市の不良工事指摘状況（申請年度前2年間）

イ 市の資格除外措置状況（申請年度前2年間）

ウ 障害者雇用の状況

エ 竹原市災害時応急対応業者の登録状況

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は，入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

- ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 別表第1左欄に掲げる建設工事の種類について、法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- ウ 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（1(1)で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者
- エ 経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がない者
- オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、竹原市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者
- カ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は竹原市の入札参加資格の取消しをされた者で、入札参加資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。
- キ プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
- ク 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、窓口における申請又は電子申請（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

- ア 窓口における申請

(ア) 申請方法

別記様式第1号による資格審査申請書及び別表第2に掲げる添付書類を竹原市総務部財政課（竹原市中央五丁目1番35号 以下「財政課」という。）に持参して、申請を行うものとする。

(イ) 申請期間

a 次のとおりとし、その経過後は、市長が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

平成30年11月5日（月）から平成30年11月30日（金）まで

b 追加申請期間については、別に告示する。

イ 電子申請

(ア) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2に掲げる添付書類（工事経歴書、技術職員名簿、納税に関する同意書、印鑑証明書、使用印鑑届、個人又は法人が竹原市に納付すべき市税について滞納がないことを証した書面（以下「工事経歴書等」という。）、営業所一覧表及び委任状を除く。）は、別に広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号）に持参又は郵送等により提出するものとする。

ただし、工事経歴書等及び送信完了兼受付票は、財政課に持参又は郵送等により提出するものとする。

(イ) 申請期間

平成30年11月1日（木）から平成30年11月22日（木）までに電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、平成30年11月30日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵送等により提出先に到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

3 受付票の交付

2(2)アに定めるところにより申請をした者に対しては、受付票を交付する。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、平成31年度及び平成32年度において、再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、平成33年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成33年3月31日まで有効とする。ただし、平成33年4月1日以降においても、平成33年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成33年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 平成30年7月豪雨災害に係る特例

2(1)ウの規定にかかわらず、平成30年7月豪雨災害の影響により、別表第2第2項に掲げる経営事項審査の申請手続を行うことができなかった者で希望する者に限り、別記様式第9号による期限延長申請書を竹原市に提出することで、平成31年1月31日まで申請期限の延長を認めるものとする。期限を延長した者は、経営事項審査の結果通知書が届いたのち、速やかに別記様式第1号による資格審査申請書及び別表第2に掲げる添付書類を竹原市総務部財政課に持参して申請を行うものとする。

7 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第1

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事

熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第2

添付書類	様式番号 注1	申請者の区分		
		市内業者		市外業者
		電子申請	窓口申請	電子申請
1 法第3条第1項の規定により許可されていることを証する書面の写し		○	○	○
2 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4の総合評定値通知書の写し。ただし、平成29年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとする。		○	○	○
3 個人、法人が竹原市に納付すべき市税（市民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）について滞納がないことを証した書面（納税証明書）		○	○	○
4 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し		○	○	○
5 営業所一覧表	様式第2号	○	○	○
6 誓約書	様式第3号	○	○	○
7 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）	様式第5号	○	○	○
8 建設業労働災害防止協会への加入を証する書面の写し		○	○	○
9 エコアクション21の制度における認証・登録に係る認証・登録証の写し		○	○	○
10 ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し		○	○	○
11 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は広島県土木施工管理技士会が証する書面の写し		○	○	○

1 2 建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属建築士又は建築設備士の前年度及び前々年度の認定時間数について建築CPD運営会議が証する書面の写し		○	○	○
1 3 建築CPD実績証明書内訳書	様式第6号	○	○	○
1 4 造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について一般社団法人広島県造園建設業協会が証する書面の写し		○	○	○
1 5 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者）		○	○	○
1 6 広島県公共土木施設災害支援制度における支援団体登録認定を称する書面の写し		○	○	○
1 7 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を証する書面の写し		○	○	○
1 8 広島県保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書面の写し		○	○	○
1 9 暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し		○	○	○
2 0 一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し		○	○	○
2 1 送信完了兼受付票		○		○
2 2 工事経歴書（経営事項審査申請書の添付書類としたものの写し）		○	○	
2 3 技術職員名簿（経営事項審査の申請様式の別紙2）の写しに朱書きで加除訂正し、資格審査申請を行う日の属する月の前月の末日現在としたもの		○	○	
2 4 納税に関する同意書（個人は代表者の同意書、法人は法人の同意書）	様式第7号	○	○	
2 5 印鑑証明書（市外業者は写し可）		○	○	○
2 6 使用印鑑届（実印と使用印が異なる場合のみ）	様式第8号	○	○	○
2 7 期限延長申請書	様式第9号	○	○	○

注1 ○印は提出を必要とするものを示す。ただし、第8項に定める書類については加入をしている者のみが、第9項に定める書類については県内の営業所が認証・登録を受けた者のみが、第10項に定める書類については県内の営業所が合格証を受けた者のみが、第11項及び第14項に定める書類については学習単位を取得した技術者を県内の営業所に有する者のみが、第12項及び第13項に定める書類については学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者のみが、第15項に定める書類については注5に該当する者のみが、それぞれ提出するものとする。第16項に定める書類については認定を受けた者のみが、第17項から第19項までに定める書類については認定又は登録を受けた県内業者のみのみが、第20項に定める書類については造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けた技術者を有する者のみが、第27項に定める書類については平成30年7月豪雨災害の影響により、第2項に掲げる経営事項審査の申請手続を行うことができなかつた者で申請期限の延長を希望する者のみが、それぞれ提出するものとする。

2 第1項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直前に申請した許可官庁の受付印のある規則別記様式第1号の建設業許可申請書の写しで代えることができるものとする。

3 第2項の審査基準日とは、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日をいう。ただし、それ以後に合併、事業譲渡又は会社分割等を行い、合併時、譲渡時又は分割時等（以下「合併時等」という。）に経営事項審査を受けた場合には、合併時等の日をいう。

なお、法第3条第1項の規定により広島県知事の許可を受けている者が窓口申請を行う場合は、規則別記様式第25号の11の総合評定値請求書（別紙1から別紙3までを含む。）の写しで広島県知事が受理済みであることを証したものと及び登録経営状況分析機関が発行した経営状況分析結果通知書の写しをもって、第2項に定める書類に代えることができるものとする。

なお、総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、

別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。

4 第5項及び第7項に定める書類については、入札参加資格を申請する日を基準日として作成すること。また、第1項、第3項、第4項、第8項、第17項から第19項及び第25項に定める書類については、資格審査申請書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

5 第15項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、同法第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者をいう。

また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者をいう。

6 第3項に定める書類については、市外業者で竹原市内に営業所等がないなどのため、竹原市に税金を納める必要がない場合には、提出する必要はない。この場合、電子申請では第21項に定める書類の納税義務がない旨のチェック欄にチェックを記入し、自治体名一覧のうち「竹原市」を円で囲むこととする。窓口申請では、別記様式第2号の余白に「竹原市税については、納税義務がありません。」と記入することとする。